

健康福祉部の「運営方針と目標」（平成 21 年度）

健康福祉部長 城所 吉次

健康福祉部調整担当部長 酒井 利高

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、「第3次三鷹市基本計画（第2次改定）」と「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進を図り、あわせて「第四期三鷹市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営、「第2期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障がい者施策の一層の推進、「三鷹市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援施策の推進と子育て環境の整備等を行うとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、さらには生活保護法をはじめとする福祉6法に基づく適切な制度運営を図ります。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援室、生活福祉課、子育て支援室、健康推進課の5課(室)と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭、社会的援護を必要とする市民などを対象とした社会福祉に関すること、福祉6法に基づく援護等の措置に関すること、児童青少年に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することなどを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源（平成 21 年 4 月 1 日現在）

①職員数

職員数

健康福祉部職員 370 人

職員比率（正規職員）健康福祉部 370 人 / 市職員 1,041 人 職員比率 約 35.5 %

②予算規模

予算規模

平成21年度健康福祉部予算額

一般会計 18,037,598,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 16,889,979,000円

介護サービス事業特別会計 1,071,667,000円

介護保険事業特別会計 9,110,458,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・ 諸計画の実施・遂行により、福祉・保健施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等と行政の協働で、「三鷹市健康・福祉総合計画 2010（改定）」、「第四期介護保険事業計画」、「第2期障がい福祉計画」等を推進し、お互いに支えあう地域社会の構築、そしてライフステージの様々な場面での困難に対応できる保健・医療・福祉の充実したセーフティネットの構築を図り、高齢者や障がい者、子育て支援家庭などが地域で安心して心安らかに生活できる環境とサービスを整備していきます。

また、すべての市民が互いの人権を認め尊重しあう、地域風土と地域社会の形成にも努めていきます。

・ 住民との協働を柱とする地域ケアの推進

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の拡大と充実を図っていきます。

平成21年度は、地域ケアネット井の頭の充實的展開、地域ケアネット新川中原の事業の本格化、西部住協地区（地域ケアネットにしみたか）の円滑な事業開始、さらに新たな地区の住協エリアにおいてもネットワークの設立に取り組みます。

また、地域福祉を担う人材の確保とスキルの獲得のために、傾聴ボランティアのほか、認知症サポーター養成の重層的展開、地域福祉ファシリテーターの養成等の取り組みも行っていきます。

・ 健康づくり・介護予防事業・各種健康診査の推進

高齢者が今暮らしている地域で、いつまでも元気で健康な生活が営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業の推進や健康寿命の延伸と地域からの健康づくりを目指す健康増進事業を、特定健診・保健指導事業との連携を強化する中で、一層の充実化を図っていきます。また、各種がん検診の拡充により、がんの早期発見、早期治療の促進、及び妊婦健康診査の公費負担の拡充等を実施し、健康確保の充実を図っていきます。

・ 子育て支援施策及びひとり親家庭自立支援事業の推進

子育て支援施策については、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていく事を基本とした施策を展開していきます。多様化し増大する保育ニーズに対応した待機児対策や保育環境の整備、さらには在宅子育て支援施策の拡充や義務教育就学児医療費助成の拡充なども推進していきます。

あわせて、「三鷹市次世代育成支援行動計画 2010」の後期計画を、「三鷹市子育て支援ビジョン」の実施計画として策定します。

また、ひとり親家庭に対する自立支援施策の効果的・重層的な展開を図ることにより母子家庭等の自立支援を推進していきます。

・ 障がい児・者福祉施策の充実

障がい者施策については、「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ社会の構成員として自立して生活できる」ための環境の形成・整備を目標とする、多様な障がい者自立支援諸施策の拡大・充実を進めていきます。

また、北野ハピネスセンターについては、「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」（報告書）を踏まえ、障がい児の増大する相談・療育のニーズに対応し、相談・療育の中央センターとしての機能の拡充を図り、障がい児支援の環境を整備していきます。また成人部門についても定員の拡充を行うなど事業の充実を図っていきます。

・セーフティネット支援施策の充実と安全・安心の地域社会の構築

高齢者、障がい者、子育て支援家庭、母子家庭、生活困窮者等がライフステージの様々な場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティネットの構築を図っていきます。とりわけ、高齢者や障がい者、ひとり親家庭や傷病者などが陥り易い孤立・孤独な環境から脱却・支援するセーフティネットの重層的な展開を進めていきます。

また災害時要援護者支援モデル事業推進や高齢者・障がい者等住宅用火災警報器の設置普及の推進を図り、安全・安心の地域生活環境の充実に努めていきます。

新型インフルエンザ対策としては、「三鷹市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、医師会・保健所等関係機関との連携を強化する中で実践的に即応できる体制づくりや、具体的な行動マニュアル等必要な対策の検討を進めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 新型インフルエンザ対策の推進（健康推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

市民生活の安全、安心を確保するため、新型インフルエンザの発生段階に応じ市が取り組むべき方策を定めた新型インフルエンザ対策行動計画を策定するとともに、具体的な行動マニュアル等、必要な対策の検討などに取り組みます。さらには、国内感染、流行拡大時にも即応できる体制づくりを進めていきます。

（目標指標：新型インフルエンザ対策行動計画策定、行動マニュアル等検討、発熱外来等の準備、備蓄品の購入等を進めます。）

2 地域ケア推進事業（高齢者支援室）〈「施政方針」掲載事業〉

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるために、サポートが必要な高齢者・障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の拡大と充実を図ります。

井の頭地区では、相談サロン、「ちょこっとサービス支えあい」事業の拡充を図るなど高齢者の孤立化や閉じこもり防止に努めます。新川・中原地区及び西部地区では、地域の生活課題を整理し、学習会等の開催を通して、具体的な事業の検討を行うなど生活課題解決に向けての活動を支援します。また、新たな地区においての地域ケアネットワークの設立に向けて準備を開始します。傾聴ボランティアについては、スキルアップ講座を開催するとともに在宅高齢者への傾聴活動の拡充を行います。認知症ケアについては、認知症キャラバンメイトの活動支援による啓発事業の継続とスキルアップ及び三鷹市における認知症ケアの枠組みづくりへの調査検討を開始します。さらに、ルーテル学院大学等と協働して地域福祉ファシリテーター養成講座を開催するなど地域での福祉人財の育成を図ります。

（目標指標：井の頭地区：事業の継続実施を行います。新川中原地区及び西部地区：生活課題の整理、事業の検討等生活課題解決に向けての活動を支援します。地域ケアネットワークの拡大：新たな地区の地域ケアネットワーク設立準備に取り組みます。傾聴ボランティア：在宅高齢者への傾聴活動の拡充を図り

ます。認知症ケア：認知症キャラバンメイトの活動支援を図りつつ、市の認知症ケアのための枠組みに関する調査検討を行います。（地域福祉人財の養成）

3 次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定（子育て支援室）〈「施政方針」掲載事業〉

次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「次世代育成支援行動計画」について、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とした後期行動計画を策定します。策定にあたっては、平成 21 年 3 月に策定した「三鷹市子育て支援ビジョン」やニーズ調査を踏まえ、関係者による検討の場を設けながら進めていきます。

（目標指標：三鷹市が目指す子育て支援環境の整備に向けて、行動計画を平成 21 年度中に策定します。）

4 市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮建替整備事業

（子育て支援室）〈「施政方針」掲載事業〉

老朽化の著しい市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮の建替え事業を引き続き行い、平成 22 年度当初までに竣工させるとともに同年度中に現在仮設施設で運営している保育園及び母子生活支援施設を新施設に移転します。また、建替え後の中央保育園の定員を待機児解消策の一環として、平成 22 年度から 0 歳児 3 人、2・3 歳児各 4 人計 11 人を増員し 130 人の定員とします。

平成 21 年度は、新施設の建設工事の円滑な進行に取り組みます。

（目標指標：市立中央保育園及び母子生活支援施設三鷹寮の建替えを平成 22 年度当初までに行い、仮設園舎から新施設に平成 22 年 5 月を目途に再移転します。）

5 妊婦健康診査の公費負担の拡充（健康推進課）〈「施政方針」掲載事業〉

ハイリスク妊娠やストレスを抱える妊婦が増加する中で、経済的理由により健康診査を受診しない妊婦もみられ、妊婦健康診査の重要性が高まっています。少子化対策の一環として妊娠・出産時における母体や胎児の健康を図るため、妊婦健康診査の一部公費負担の拡充を図ります。また、助産院や里帰り出産等にも対応します。

（目標指標：妊婦健康診査の公費負担を 14 回に拡充を図ります。）

6 義務教育就学児医療費助成の拡充（子育て支援室）〈「施政方針」掲載事業〉

平成 19 年度から運用している義務教育就学児医療費助成制度について、対象児童を養育する世帯の医療費負担を軽減するために、平成 21 年 10 月から対象児童の入院費を無料化するとともに、通院 1 回の自己負担を最大 200 円とします。

（目標指標：制度の拡充に向けて、規程の整備及び広報等による P R を適切に行い、受給対象者が有効に制度活用できるよう努めます。）

7 災害時要援護者支援モデル事業（高齢者支援室）〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、これまで実施してきた 3 地区でのモデル事業を検証し、地域の実情に合わせた支援方法を検討するとともに、今後、段階的な全市的整備に向けて、災害時要援護者支援検討会議の開催、ワーキンググループ等の立ち上げ、研修会の実施などを行い、検証・事業実施方針の検討・作成を行います。また、モデル事業の中で作成した要援護者支援台帳の更新を実施し、効率的な更新手法につい

ても検討を行います。

(目標指標：モデル事業の検証と、事業実施方針の検討・作成。モデル地域での更新調査の実施。)

8 高齢者・障がい者等住宅用火災警報器の設置普及(高齢者支援室)〈「施政方針」掲載事業〉

消防法及び東京都火災予防条例の改正により、平成22年4月1日から既存の住宅にも住宅用火災警報器を設置することが義務化されたことを受け、平成20年7月から火災予防上特に注意を要するとされる高齢者や障がい者等を対象に、住宅用火災警報器設置に係る費用の一部助成事業を実施しています。また平成21年1月に能美防災株式会社から寄贈された住宅用火災警報器5,500個のうち5,000個を、希望する世帯に2個までを無料で給付・設置する事業をあわせて実施し、その設置普及に努めます。

(目標指標：住宅用火災警報器の設置普及を進めるため、助成制度を広く周知し利用拡大を図ります。また各関係機関と協力して、住宅用火災警報器の設置義務化及びその有用性を周知・徹底することで、高齢者や障がい者等世帯の火災予防を推進し、地域及び高齢者等世帯の暮らしの安全を確保します。)

9 健康づくり・介護予防事業の推進(健康推進課)〈「施政方針」掲載事業〉

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし、要支援、要介護となることを予防するため、65歳以上の高齢者を対象に運動機能や口腔機能などの生活機能向上を目指して地域の健康づくりの活動と連携した介護予防事業を推進します。今年度は、地域包括支援センターとの連携による研修会や、特定高齢者を対象とした啓発事業である「予防でグー」を実施し、介護予防についての理解や体力測定、健康相談を行い、介護予防事業への参加につなげていきます。さらに、特定高齢者施策事業を実施し特定高齢者の事業参加を進めていきます。

(目標指標：①高齢者の3.5%およそ950人の介護予防事業への参加②特定高齢者の介護予防事業への参加者増)

10 北野ハピネスセンター児童デイサービス等拡充事業

(北野ハピネスセンター)〈「施政方針」掲載事業〉

「北野ハピネスセンター事業の検証と今後のあり方について」(報告書)を踏まえ、ハピネスセンター事業の充実化のための取り組みを進めていきます。

市民のニーズと障がい児の増加にきめ細かく対応するため、市内唯一の療育専門通園施設として定員の拡充を行います。市内に在住する発育発達に障がいをもつ児童や保護者の相談等を受け付け、医師・専門療法士等と一緒に総合的な療育支援策を立て、個々に応じた専門療育内容と療育訓練回数を提供します。また、送迎時のバススポットの配置を見直して、利用者の便宜を図ります。

生活介護事業の定員を増やし、三鷹市内在住の雇用・就労困難な在宅障がい者に対し、サービスの充実を図ります。

(目標指標：児童デイサービス事業18人から26人に増員し契約数を最大32名まで弾力運用します。障がい者自立支援生活介護事業25人から32人に増員します。)

11 福祉バス運行事業の借上げ方式への変更(地域福祉課)〈「施政方針」掲載事業〉

市で保有している福祉バスを借上げ方式に変更し、車椅子利用者が使用できるリフト付車椅子固定式を導入します。また、ニーズに合わせた車種での運行(小型、中型、大型、リフト付、車椅子固定式)を採用します。

(目標指標：車椅子固定式など、ニーズに合わせた車種の運行により、利用者の利便を図ります。)

12 認知症高齢者・精神障がい者等在宅生活支援事業

(地域福祉課) (「施政方針」掲載事業)

医療的に繋がらず地域生活で困難を生じている認知症高齢者や精神障がい者等の本人及び家族に対して、医療的な専門性を持った立場からアプローチする仕組みを確立し、医療・福祉・保健の連携による当該高齢者や障がい者の安定的な地域生活の継続支援を実施します。

(目標指標：医療等に結びついていないことから、地域生活で困難を生じている認知症高齢者や精神障がい者等の本人及び家族に対して、安定的な地域生活の継続支援を実施します。)